

学校法人純真学園 ハラスメント取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、基本的人権の尊重に則り、学校法人純真学園(以下「学園」という。)におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることにより、学園の職員及び学生・生徒(以下「学生等」という)の教育、研究又は就労及び修学における環境等を保護することを目的とする。なお、この規程にいう職員とは、就業規則第2条第1項に定める職員及び第2項に定める期限付職員の他、派遣労働者も含まれるものとする。

(定義)

第2条 この規程における「ハラスメント」とは、以下に掲げるものをいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

職員が他の職員又は学生等を不快にさせる性的な言動、学生等が職員又は他の学生等を不快にさせる性的な言動

(2) パワー・ハラスメント

職場において、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する行動を行い、相手に精神的、肉体的な苦痛又は困惑を与えること。

(3) アカデミック・ハラスメント(スクールハラスメントを含む)

職員がその職務上の地位又は権限その他人間関係等の優位性を不当に利用して他の職員又は学生等に対して行う業務の適正な範囲を超えた研究若しくは教育上又は修学上の不適切な言動

(4) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

上司や同僚が、職員の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性職員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。

(5) その他のハラスメント

上記以外のハラスメントで、相手の意に反して行われる正当性のない嫌がらせによって、相手に精神的、肉体的な苦痛又は困惑を与えること。

(禁止行為)

第3条 すべての職員及び学生等は、次の第2項から第6項に掲げる行為をしてはならない。なお、職員においては就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

2 セクシュアルハラスメント

- ①性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- ②わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ③うわさの流布
- ④不必要な身体への接触
- ⑤性的な言動により、他職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ⑥交際・性的関係の強要

⑦性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為

⑧その他、他職員又は学生等に不快感を与える性的な言動

3 パワーハラスメント

①殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃

②人格を否定するような発言をする精神的な攻撃

③自分の意に沿わない職員に対して、仕事を外したり、長期間にわたり、別室に隔離するなどの人間関係からの切り離し

④長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う環境で、業務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求

⑤上司が管理職である部下を退職させるために、誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求

⑥集団で同僚1人に対して、職場内外で継続的に監視したり、他の職員に接触しないように働きかけるなどの個への侵害

4 アカデミック・ハラスメント(スクールハラスメントを含む)

①研究・教育上の指導を一切しない

②正当な理由なく研究室や資料室などへの立ち入り禁止

③研究データの捏造、改竄を強要

④プライベートな行動に付き合うことや送り迎えを強要

⑤卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して故意に留年させる

⑥些細なミスを大声で叱責したり、あえて人前でなじる

⑦個人的な感情によって特定の学生等に対して指導を拒否したり、侮蔑的言辞を与える

5 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

①部下の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動

②部下又は同僚の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動

③部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等

④部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動

⑤部下又は同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

6 部下である職員が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為

(責務)

第4条 学園構成員は、ハラスメントに関する虚偽の申し立てをしてはならない。

2 理事長をはじめ学園の経営に携わる者は、ハラスメントの防止及び排除に努め、それに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析等、適切な再発防止の対策を講じなければならない。

(相談窓口及び相談員)

第5条 学園は職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出に対応するため、ハラスメント相談窓口(以下「相談窓口」という)及びハラスメント相談員(以下「相談員」という)を別表のとおり法人事務局及び各設置校に置く。

2 相談員の選任は、法人事務局においては法人事務局長、埼玉純真短期大学においては埼玉純真短期大学学長が行う。

- 3 相談窓口においては、相談者からの相談の受付及び相談内容の確認を行う。
- 4 相談窓口は、相談員に前項の相談内容を連絡し、相談者からの相談対応を依頼し、相談員は相談者からの相談対応を行う。
- 5 相談対応にあたる相談員の数は複数とし、事案によっては女性を半数以上、あるいは女性のみでの相談とする。
- 6 相談員は必要に応じて、当事者・関係者からの事情聴取及び調査を行い、調査結果を法人事務局長に報告するものとする。
- 7 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行わない。
- 8 法人事務局長は、第6項の調査・調整等の結果、ハラスメントの防止と問題解決に関する具体的な措置を実施する為に、理事長にハラスメント対策委員会の設置を要請することができる。
- 9 学園は、第2項により選任された相談員の氏名を学園の職員に周知するものとする。
- 10 各設置校は、当該設置校の学生等の相談窓口及び相談員の氏名を学生等に周知するものとする。

(ハラスメント対策委員会)

第6条 理事長は、前条第8項の要請を受け、必要と認められる場合には、学園にハラスメント対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

- 2 対策委員会の委員長は法人本部長又は法人事務局長とし、委員は次の各号の者から、理事長が選任する。ただし、中立性確保の為、被害者及び加害者とされる者の部署の責任者を指名することはできない。

- (1) 設置校の学長及び校長のうち1名
- (2) 設置校の事務局長及び事務長のうち2名
- (3) 法人事務局総務課長
- (4) ハラスメント相談員のうち1名
- (5) その他、理事長が必要と認める者

- 3 必要に応じて、専門家を選任することができる。
- 4 対策委員会は、被害者、加害者とされる者及び関係者から、事情聴取等の実態調査を行う事ができるが、調査に当たっては、プライバシーに十分注意して迅速に対処する。
- 5 対策委員会は、その調査結果及び対応案を理事長に文書で提出するものとする。
- 6 対策委員会は、次のいずれかに該当するときに解散するものとする。
 - (1) 調査が終了したとき
 - (2) 被害者が、調査の中止を申し入れたとき

(制裁)

第7条 第2条、第3条に定めるハラスメント行為を行った場合は、就業規則第50条、第51条に定める制裁を行うことがある。

(遵守事項)

- 第8条 被害者、加害者とされる者及び関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申し出をしてはならない。
- 2 加害者とされる者又はその関係者は、いかなる場合においても相談及び苦情を申し出た者並びにその関係者に対して、報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 この規程に関わる委員等は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(人権への配慮)

第9条 対策委員会及びその委員は、職務の遂行に当たって、被害者及び加害者とされる者の名誉、プライバシー等の人権を侵害しないよう、配慮しなければならない。

(事務の所掌)

第10条 この規程に関する事務は、法人事務局総務課が行う。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、セクシュアル・ハラスメント取扱規則及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則は廃止する。

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

(別表)

純真学園ハラスメント相談窓口及び相談員

設置校等	ハラスメント相談窓口	ハラスメント相談員	相談対象
法人事務局	法人事務局総務課	法人事務局職員から選任された相談員（4名程度）	職員
純真学園大学 純真短期大学	純真学園大学事務局学生係 純真短期大学事務局学生係 学生相談室	法人事務局職員から選任された相談員（4名程度）	純真学園大学 純真短期大学 学生
埼玉純真短期大学	埼玉純真短期大学事務局	埼玉純真短期大学職員から選任された相談員（2名程度）	埼玉純真短期大学 学生
純真高等学校	養護教諭 スクールカウンセラー	法人事務局職員から選任された相談員（4名程度）	純真高等学校 生徒

(別図) 学校法人純真学園 ハラスメント相談体制

